

第11期第2回 練馬区福祉有償運送運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和7年12月18日（木） 午前10時～10時40分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1907会議室
- 3 出席者 小池委員、吉村委員、中村委員、喜舎場委員、古沢委員、松原委員、渡邊委員、塚本委員、西方委員（代理：高齢者支援課高齢給付係長）、安田委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 1名
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）委員委嘱・自己紹介
 - （3）正副会長の選任
 - （4）福祉有償運送運営協議会について（概要）
 - （5）自家用有償旅客運送の制度改正について
 - （6）練馬区における移動制約者の現況について
 - （7）更新登録協議
社会福祉法人 ハッピーネット
 - （8）今後のスケジュールについて

1 開会

○事務局 定刻となりましたので、ただ今から、第11期第2回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日は、期が改まりまして初めての対面形式での運営協議会となります。会長・副会長が決まるまでの間は、事務局で進行を務めさせていただきます。まず、委員の出席状況について御報告いたします。委員数12名のところ、10名の委員が出席されておりますので、運営協議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方は1名でございます。また、会議の議事録につきましては区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

次に、資料について確認いたします。

（資料確認）

2 委員委嘱・自己紹介

続きまして、次第の2、委員委嘱・自己紹介に移ります。

委員に就任いただいております皆様の委嘱状につきましては、机上に配付させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

任期は令和8年9月30日までとなっております。

それでは、期が改まりまして、初めての対面での開催となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

○事務局 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

本日は、まず正副会長を選任し、その後、運営協議会及び制度改正等についてお話をさせていただきまして、最後に更新登録を希望する1団体についての協議をお願いいたします。

3 正副会長の選任

○事務局 それでは、次第3、正副会長の選任に移ります。

会長・副会長は、練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条により、委員の皆様の互選により決定することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。委員、お願いします。

○委員 毎度のことですが、慣例によって福祉部管理課長の委員をお願いしてはいかがでしょうか。

○事務局 異議がないようでしたら、拍手をもちまして御承認をお願いいたします。

(拍手)

○事務局 会長には委員が選任されました。副会長はいかがいたしましょうか。

○委員 副会長には、学識経験者の委員をお願いしてはどうかと思います。

○事務局 異議がないようでしたら拍手をもちまして、御承認をお願いいたします。

(拍手)

○事務局 会長、副会長は、前の会長席・副会長席への御移動をお願いいたします。これ以降の進行は、会長をお願いいたします。

4 福祉有償運送運営協議会について（概要）

5 自家用有償旅客運送の制度改正について

○会長 それでは、これからの進行は私が務めさせていただきたいと思います。

では次に、次第4番、福祉有償運送運営協議会について、そして次第の5番、自家用有償旅客運送の制度改正について、続けて説明をお願いいたします。

○事務局 まず、この協議会についてですが、練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱に基づき、設置しております。資料2として要綱をお示ししております。

すので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、資料3をお願いいたします。

練馬区における福祉有償運送団体につきましては、現在4団体となっております。

本日、更新協議を行います社会福祉法人ハッピーネットは、令和8年2月16日までの期限となっております。

続きまして、協議会の概要につきまして、資料4を御覧ください。

極めて簡単ではございますが、福祉有償運送運営協議会の役割についてまとめさせていただきました。

本日、区の職員を除いた委員の皆様は前期から継続されていらっしゃいますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、福祉有償運送は、道路運送法や道路運送法施行規則によって定められてございます。

また、国土交通省からの通達に基づいて、福祉有償運送の団体の方々には手続などをお願いしているところでございます。

それでは、続きまして、次第5の自家用有償旅客運送の制度改正について、委員に御説明をお願いできればと思います。

○委員 私からは、自家用有償旅客運送の制度改正についてお話をさせていただきます。

まずは資料5-1を御覧ください。

こちらが地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方についてというものを載せておりまして、改正のポイントなのですが、まず一つ、更新の登録時の協議については、意見公募形式が原則という形になりました。

これは改正前というところを見ていただくと、なお書きがあるのですが、更新の登録を行う場合にあっては、意見公募形式、要は書面協議によることができるものとするという、以前はできる規定だったので、昨年9月末の改正で、これが原則とするという表現に少し変わりました。

これは、やりなさいねというものではなくて、あくまで国土交通省としては、こう考えていますというものになりますので、単なる更新以外に何か対価の変更を伴う場合ですとか、報告事項がある場合は、引き続き対面で開催していただいても構わないと思います。

その内容が出ているのが、次の資料5-2を御覧いただき、これは新旧対照表なのですが、5ページ目を御覧いただくと赤字でお示しさせていただいているのですが、左側が改正後のもので、右側が改正前の内容になっており、意見公募形式を原則とするということに変わっているというのが、昨年9月末の改正になります。

もう一つ改正がございまして、これは昨年4月末に改正になったのですが、同じ資料5-2の16、17ページを御覧ください。

16ページのところで(3)地域公共交通管理における検討プロセスというのがございまして、その下、17ページの(ロ)のところですね。

協議で結論に至らなかった場合の市町村長又は都道府県知事による判断というものがございまして、こちらは2か月の期間以内に協議が整わなかった場合、結論に至らなかった場合に、その会議を主催する市町村長、首長の自らの責任において、最終的な判断を行うことができることとしております。

こちらは関東以外の地域ですとか、関東でも数年前からだったりするのですが、なかなか調整がつかずに、結局、必要な輸送が実施されないという現状があったので、そのために追加された内容になっております。

こちらの内容なのですけれども、これが組み込まれたからといって、なんでもかんでも別に好きにできるわけではないので、元の会議の趣旨を考慮した上でやってくださいねという形になっております。

この改正ですけれども、昨年4月末に改正があったのですが、次の資料5-3を御覧いただきたいのですが、これは国土交通省の物流・自動車局の旅客課長から事務連絡を受けておりまして、先ほどの首長判断プロセスの導入についてというところで、令和6年4月に改正があったのですが、一番最後の段落のところで、合理的な理由なく、首長判断プロセスの導入に係る措置をしていない自治体には適切に指導されたいということが載っておりまして、これは全国でローカルルールをなくそうというところでもございまして、検討のプロセスに差異があるのはローカルルールの観点で言うとはよくないのかなというところで、導入に係る措置をお願いするものになっております。

私からの説明は以上になりますので、事務局にお返しいたします。

○事務局 資料は戻りまして、資料2の運営協議会の設置要綱を御覧いただければと思います。

今、委員より御説明いただきました制度改正の内容につきまして、練馬区も対応するため、こちらの運営設置要綱の第6条、1枚目の下になるのですが、協議会の開催の箇所に必要事項を追記する要綱改正を令和8年度に予定しております。

次第4、福祉有償運送運営協議会についてと、次第5、自家用有償旅客運送の制度改正についての説明は以上になります。

○会長 説明が終わりました。

会議体の持ち方が、国土交通省から、これまでは意見公募形式という、皆さん構成員に対して案件をお知らせして、異議がなければ、これで協議が整ったものとみなすというのできる規定だったので、事務局としては導入してこなかったというところがありますが、そのやり方を原則とするものです。

補足として、更新以外に何かあれば、それは対面でもいいことなので、寄せられた案件の内容に応じて対面でやるのか、あるいは、意見公募形式で行うのかと分かれてくるかなと思いますので、そこを踏まえて、今の区の要綱についても改正を行い、次回の協議会から反映させていこうと考えているところがございます。

今、報告がありましたものについて、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

○副会長 今回の審議事項には直接関係ないのですが、この地域公共交通会議における考え方の部分ですね。資料5－2の16ページに地域公共交通会議における検討プロセスがありまして、地域公共交通会議と自家用有償旅客輸送と書いてあるのですが、実は練馬区は、他の区も同じなのですが、地域公共交通活性化協議会が別でありますよね。

我々委員はそこには出席していないものですから、ぜひ公共交通全体を考える上で情報共有をできればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長 いただいた意見は内部で共有させていただきます。よろしくお願いします。

○副会長 委員がそういう会議があるということを理解していないとまずいので、お願いします。

○会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、次に、次第6、練馬区における移動制約者の現況について、事務局より御説明をいたします。

6 練馬区における移動制約者の現況について

○事務局 それでは、練馬区における移動制約者の現況につきまして、資料6を御覧ください。

運営協議会では、区の移動制約者の現況を把握した上で、練馬区においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うことが必要とされております。

そのため、年に一度、各種データをまとめ、協議のための基礎資料として御用意しております。

公共交通を利用することが困難な方々の状況やニーズがどのくらいあるのかといった直接的なデータをお示しできれば理想ではございますが、把握することが難しいため、関連すると思われる公共交通機関・高齢者・障害者・難病の方の数などのデータをお示ししております。

また、区内の一般タクシーや福祉有償運送の稼働状況等についてのデータをまとめております。

本日は、個別の説明は時間の関係で割愛させていただきますが、福祉有償運送の必要性を議論する際の手持ち資料として御活用いただければと存じます。

事務局からの説明は以上です。

○会長 資料6の説明が終わりましたが、改めて御確認事項等がございましたら、御意見をいただければと思うのですが、いかがですか。

○委員 今回の新しい資料を見せていただくと、一番後ろの7ページ、網かけの4団体については登録抹消となっているというところを見ました。

今、事務局の方が説明されたとおり、実際に移動制約者を具体的に把握することは不可能というか、難しいというところで、これまでも方針とか、その他もろもろ、議論の前提として、実際にこういう方々がいるのだから必要だとい

う、そんなロジックでこれまでやってきたと思います。

それはそれでいいのですけれども、一つ心配事というか、実際にそういう方がいるのだという前提で立つならば、これだけの4団体、7ページの(2)のところで見てみると、縁(ゆかり)さんは直近で令和5年度からなくなったわけですが、277トリップあって、その次のところで日本ライフアシスト協会さんが1,641トリップもあってということで見ていくと、これがなくなったわけですね。かつては、これだけ必要な方がいるのだということが前提だったので、なくなった部分について、この方々はどのように吸収されたのか、どのように移行したのかというのを練馬区が把握していたら、それを教えてください。

○事務局 具体的には、どこの会員さんに移ったなどの状況把握というのは行っていないですが、恐らくは他の団体さんの御協力をいただいているかと思います。実際の廃止の方々の行き先といいますか、別の団体に移っているのかどうかとか、そういったところの把握というのはできておりません。

○委員 会員が移動したということなのではないでしょうか。他の団体の会員になったとか。私も、むしろこれはタクシーも使われているのではないかなというふうに、想像ですよ、分からないですから。タクシーも使われていて、そもそも一人で公共交通機関を利用して移動できた人たちなのかなという危惧も生まれてくるわけなのです。

その辺については、我々タクシー業界がこの方々を十分に運んでいたのではないかなというふうに見ることもできるので、それを主張するつもりはないのですけれども、練馬区として、一体この方々がどこに吸収されていったのか、どうやって移動しているのか、御家族がやっているのか、タクシーでやっているのか、もともと電車で行けたのか、そういったことを含めて把握していただいて、これまで使ってきたこういう方々がこういうふうにいるのだから、必要性があるのだというところの補強をするためにというか、その辺を確認するためにも、なくなった場合でも平気だったらいいというような論点が出てくるはずなので、その辺を子細に確認をしていただいたらいいかなというふうに思います。

○会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

○委員 病院に通っている方がその後どういうふうになったのかというので、病院がバスを出す。病院が自前でバスを出して患者を集めている。だから、福祉有償運送の利用を辞めた人がそのままそっくり病院のバスで連れていってもらっているというのが一番あるケースではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。

○委員 私もその一人一人を確認したわけではないので。福祉有償運送の利用を辞めたというときの理由に病院が送迎バスを出しているのではないかな。

無料かどうかは分かりませんが、病院がそういうサービスをセットで、多分患者確保ということも含めてやっておられるとは思いますが、それはいいですね。

○会長 透析のための通院として福祉有償運送を行っている団体もあるという

ことでして、今、委員からもお話があったとおり、実は、医療機関というところが新たな足を出してくれたことによって、この手段ではなくても吸収できたという方もいらっしゃると思うし、あとは、確かにそもそも存続が、事業者側が人手の確保が難しくなってきたというところもあるとは思いますが、委員から御意見いただいた、分析をするというのは一番必要なことかなと思いますが、その一つの背景に医療機関の対応というのものもあるかなと思っています。

○副会長 同じようなことですけれども、先ほど言いましたように、地域公共交通活性化協議会がありまして、そっちでバスとかの話をやっていますので、ぜひとも、そちらでも検討していただければ、区民の移動がどうなっているのかということをやっていただけるとありがたいなと思った次第でございます。そういう連携が必要だなと。

○会長 先ほどの話と合わせて、連携させていただければと思います。ありがとうございます。

では、次の協議に移りたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

7 更新協議 社会福祉法人 ハッピーネット

○事務局 更新申請団体が入室しますので、少々お待ちください。

(社会福祉法人ハッピーネット 入室)

○会長 次に、次第7、社会福祉法人ハッピーネットの更新登録の協議に入ります。

まず、事務局から、更新登録に当たっての変更点など、大まかな説明を行い、その後、団体の方に活動内容や補足の説明を行っていただきたいと考えております。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料7、社会福祉法人ハッピーネットの更新登録協議資料について説明させていただきます。

まず、資料7、1枚目A3横の要件確認表を御覧ください。

前回、令和4年12月の更新登録協議時点と比較しまして、御説明させていただきます。

今回の申請内容を左側、前回の申請内容を右側に記載しており、前回から今回にかけて変更がある項目については、表の各項目中央に丸印を入れております。

それでは、各項目の申請内容について御説明いたします。

№. 1、運送主体。変更なしです。

社会福祉法人ハッピーネットでゆめの園上宿ショートステイ事業の事務所が練馬区北町にあります。前回と変更がありません。

№. 2、登録の有効期間。変更がございます。

今回、承認された場合は、有効期間が令和8年2月17日から令和11年2月16日までとなります。

続きまして、N o . 3、法令遵守。変更なしです。

21ページの様式3の宣誓書のとおりです。

N o . 4、旅客から収受する対価。変更なしです。

N o . 5、使用車両。変更なしです。

車両は団体の所有するもので、車椅子車1台です。

当日配付資料といたしまして、車検証の写しがございます。

N o . 6、運転者。変更がございます。

運転者は現在4名、全員一種免許です。

当日配付資料としまして、運転免許証及び運転者講習修了証の写しがございます。

N o . 7、輸送の安全及び旅客の利便の確保。変更がございます。

28、29ページの様式7号の「運行管理の体制等を記載した書類」のとおり、運行管理責任や運行管理・整備管理に関わる指揮命令系統等をそれぞれ定めております。人の入れ替わりによる変更がございます。

N o . 8、運送対象。記載のとおり、利用者の数に変更がございます。

また、当日の配付資料としまして、利用者名簿がございます。

N o . 9、損害賠償措置。変更なしです。

車両1台の対人対物賠償、人身傷害保障については、無制限の自動車保険に加入されております。保険証券の写しを当日資料として配付しております。

最後になりますが、資料7の32、33ページの運送実績把握資料におきまして、団体の3年分の運送実績等のデータをお示ししております。協議に当たっての参考資料として御参照ください。

事務局からの説明は以上です。

○会長 では、事務局の説明が終わりましたので、社会福祉法人ハッピーネットさんから、補足の説明などがございましたら、よろしくお願いします。

○社会福祉法人ハッピーネット 今回、管理者が変更するということで、引継ぎというものがあって、運転者の変更がございました。本日新しい団体の責任者を連れてきております。

以前いただいた更新の情報と今回やっている状況で、それぞれ変更点はほぼない状況でして、現在は運送ごとに対象がショートステイ利用者様の御自宅外への送迎を受けておりまして、本事業所のショートステイの利用者以外の方からの受付はしておりません。

あくまでも法内送迎で不足する部分の送迎を福祉有償運送の部分を使ってやっているという形なので、基本的に利用登録者というのは、本事業所の契約者という形になっております。特に私どもとしても、以前と運転者の管理体制以外は変更していることはございません。よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。

では、全体の説明が終わりましたので、今回、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○委員 ちょっと教えてください。今、ショートステイの施設さんもいるとい

うことで、その利用者を送迎する車と、別にこの福祉有償運送輸送の送迎の対象になる人もいますのですよというお話でよろしいですか。

○社会福祉法人ハッピーネット 同一の車両で行っております。

御自宅に送迎する日もあれば、御自宅外に送迎する日もあって、あくまでもその車両は同一のもので、1台で行っております。

○委員 運転される方も同じ方ですか。

○社会福祉法人ハッピーネット 同じです。

○委員 分かりました。では、これは施設内に車があって、運転される方も施設の中にいて、出発から帰ってくるまで、帰ってきた後も、帰ってくる前も施設にいる方が運行しているということでしょうか。

○社会福祉法人ハッピーネット はい、そうです。

○委員 運転される方の勤務というか、仕事なのですかけれども、当然、運転されるので、最初に点呼とか、いろいろされるのでしょうかけれども、運行の内容を見ると、朝の送迎に行ったり、午前中とそれから15時ぐらいの送迎だと思います。

○社会福祉法人ハッピーネット そうですね。

○委員 午後の送迎の始まる直前は、運転される方というのはどんな業務をされているのですか。

○社会福祉法人ハッピーネット その日にもよるのですが、基本的には生活支援員を兼務しておりますので、生活支援員業務を行いながら、時間になったら運転手の業務に入ってという形に切り替えて対応しております。

○委員 なるほど。そうすると、朝から動いているわけですから、直前の休憩みたいなものは、その運転される方、お休みはどうなっていますか。

○社会福祉法人ハッピーネット 1日8時間労働の中の送迎に当たる日は、日によって違うのですが、2時間ないし、多くて3時間ぐらいの間で、基本はお昼の間に必ず1時間の休憩をとっております。

○委員 では、お昼の休憩があって、午後の中での仕事があって、利用者が帰るよと言ったら運転の仕事ということですか。

○社会福祉法人ハッピーネット そうですね。

○委員 なるほど。中の仕事と運転が切り替わるころというのは、誰かが行ってきましたとか、何か点呼というか、ここを出る時にどんなことをされているかなと思って。

○社会福祉法人ハッピーネット 1日の段取り表を作成しておりますので、何時から何時までは送迎に当たる、何時から何時までは生活支援員という形で、毎日、1日ごとに出勤している職員全てに配付しております。その表のとおり職員は業務に当たる形になっていきますので、まず段取り表というものが一つ目安としてあります。

それと、出勤前にも出発前に必ず運転者のチェックがありますので、その記載の時間からスタートという形で、戻ってきたのもチェックという形で、時間に関してはそこで管理というところになっています。

○委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○会長 他はいかがでしょうか。

○副会長 教えてほしいのが、運行実績の報告で、先ほど説明があったのですが、単独乗車を基本としているようなことをおっしゃっていたのですが、それは何か理由があるのですか。

○社会福祉法人ハッピーネット 乗っている方々が、基本的に添乗員が付く場合というのが、昇降にかなりの介助が付く必要がある方で、それ以外の方であると、今現在乗っている方というのが、取りあえず座位は保持できたり、車椅子に座っていたりする方なので、運転が終わって運転手が介助に当たることができる人がほぼです。

なので基本的には一人で動いている状況なのですが、場合によっては、中で多動傾向が強かったりとか、他害傾向も強い方がいらっしゃるって、そういったときには必ず添乗員を付けるという形をしていますので、添乗員がいる時とない時があるような状況になっています。

○副会長 利用者が複数名同乗するということは、ほとんど無理だということですか。

○社会福祉法人ハッピーネット 時々はございます。運行ルート上の道中で1か所、2か所とある場合とか。ただ、基本的には、多くても2名、基本的に1名ずつ送っていくような形のイメージでやっております。

○副会長 この実績報告にあるのは、たまたま単独で送るしかないということ。

○社会福祉法人ハッピーネット そうですね。

○副会長 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

○委員 今、お聞きすると、何人か同乗のケースもあるというふうに。

○社会福祉法人ハッピーネット ゼロではないですね。

○委員 そのときの運賃というのはどのように決まるのですか。

○社会福祉法人ハッピーネット 基本的に同乗する場合のほぼ全てが法内送迎する方と法外送迎の福祉有償運送の方が同乗することがあります。

なので、基本的には、送迎に関しては、御自宅送迎する場合というのは短期入所の法内送迎で送ってしまっていますので、あくまでもお一人送迎という形での福祉有償運送対象になっているのは1人という形のイメージでやっております。

○委員 そうすると、例えば2番目に福祉有償運送対象の方が同乗するじゃないですか、1番目の方をまず降ろすわけですね。そのときに直接2番目の福祉有償運送対象の方のところに行かないで迂回というか、別のところを回ったりすると距離でやるのだと分からなくなるというか、時間だったりとか、そのあたりはどうですか。

○社会福祉法人ハッピーネット そういった場合は、基本的に目的地から御自宅までの最短ルートをまず割り出して、そこでの計算になっています。

なので、もし時間が掛かったり、道がずれたとしても、あくまでも初期に設

定した直線距離のベースだけで計算をして対応しております。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、更新登録に向けての協議が整ったということにさせていただきたいと思います。

では、社会福祉法人ハッピーネットさん、今日はありがとうございました。

○社会福祉法人ハッピーネット ありがとうございます。

○事務局 ハッピーネットさん、退出されます。少々お待ちください。

(社会福祉法人ハッピーネット 退室)

○会長 では、これをもちまして、本日の議題が終了いたしました。

全体を通じて委員の皆様から他に何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。では、事務局から、今後のスケジュールについて、次第8、お知らせをお願いいたします。

8 今後のスケジュールについて

○事務局 今年度は本協議会が最後になります。

令和8年度のスケジュールにつきまして、5月に更新期限を迎える団体がございます。令和8年4月に開催を予定しておりますが、本日御説明させていただきましたとおり、対価の変更など議論が必要な変更点が無い更新内容でございましたら、書面開催となる場合がございます。開催方法につきましては別途御連絡させていただきます。

なお、新規の登録の協議等の必要が生じた場合は、別途御連絡させていただきます。

また、本日配付しました車検証等の資料につきましては回収いたしますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 では、今後の予定も申し上げさせていただきましたので、これをもちまして、本会は閉会させていただきたいと思います。

どうも御審議いただきまして、ありがとうございました。